



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日 (火)
号外第 31 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（7）（県民課）	4
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（8）（地域振興課）	5
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（9）（障がい福祉課）	7
	鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則（10）（青少年・家庭課）	9
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11）（子ども発達支援課）	13
	保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（12）（健康政策課）	17

公布された規則のあらまし

◇鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

所得税法等の一部改正に伴い、資産公開報告書の様式について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 所得等報告書の分離課税に係る記載事項の区分に、上場株式等の事業・譲渡・雑所得及び上場株式等の利子・配当取得を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村等が処理する事務の範囲から鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則に基づく事務を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就労継続支援A型に係る最低基準として次の事項を加える。
 - ア 就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとすること。
 - イ 生産活動による収入から必要経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること。
- (2) 就労継続支援A型に係る指定基準として次の事項を加える。
利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

児童福祉法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則及び鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則の一部改正
 - ア 乳児院等の職員配置基準を定めた規定中引用する児童福祉法の条項を改める。
 - イ 情緒障害児短期治療施設の設備及び運営について定めた規定中引用する児童福祉法の用語を改める。
 - ウ 建築基準法施行令の一部改正により追加された建築物の特別避難階段の構造上の基準を保育所の保育室等を4階以上に設ける場合に設置される避難用設備となる屋内階段の基準として加える。
 - エ 保育所の避難用設備について定めた規定中引用する建築基準法施行令の条項を改める。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第9号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第8（第10条関係）			別表第8（第10条関係）		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
サー	1～15 略	1～12 略	サー	1～15 略	1～12 略
ビス	<u>16 就労継続支援A型を行う事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとすること。</u>	<u>13 就労継続支援A型を行う事業者は、利用者への賃金及び工賃の支払いに、原則として、自立支援給付を充てないこと。</u> <u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u>	ビス		
の提 供	<u>17 略</u>		の提 供	<u>16 略</u>	
	<u>18 略</u>			<u>17 略</u>	
	<u>19 略</u>			<u>18 略</u>	
	<u>20 略</u>			<u>19 略</u>	
	<u>21 略</u>			<u>20 略</u>	
	<u>22 略</u>			<u>21 略</u>	
	<u>23 略</u>			<u>22 略</u>	
	<u>24 略</u>			<u>23 略</u>	
	<u>25 略</u>			<u>24 略</u>	
	<u>26 略</u>			<u>25 略</u>	
	<u>27 略</u>			<u>26 略</u>	
	<u>28 略</u>			<u>27 略</u>	
	<u>29 略</u>			<u>28 略</u>	
	<u>30 略</u>			<u>29 略</u>	
	<u>31 略</u>			<u>30 略</u>	
	<u>32 就労継続支援A型を行う事業者は、生産活動による収入から必要経</u>				

	<p><u>費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすること。</u></p> <p><u>33 雇用契約を締結していない利用者に対しては生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</u> この場合において、1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回らないこと。</p> <p><u>34 略</u> <u>35 略</u> <u>36 略</u> <u>37 略</u> <u>38 略</u> <u>39 略</u> <u>40 略</u></p>			
	略		略	略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。